

日本周産期・新生児医学会  
認定外科医規定

一般社団法人  
日本周産期・新生児医学会

日本周産期・新生児医学会 認定外科医規定 〈目次〉

1. 認定外科医規定	2
2. 認定外科医規定施行細則	4

## 日本周産期・新生児医学会 認定外科医規定

### (目的)

第1条 本制度の目的は、わが国の胎児及び新生児がより高い水準の医学・医療の恩恵を受けられることができるように、優れた知識と技能を備えた認定外科医を社会に送り、それによって社会の福祉に貢献することである。

一般社団法人日本周産期・新生児医学会(以下、本学会と呼ぶ)が認定する日本周産期・新生児医学会認定外科医は、高度な医学知識や専門的外科技能により、ほかの医師に適切な指示を与えることのできる臨床能力を有することが必要とされる。

### (認定外科医の名称)

第2条 本学会の認定外科医の名称は、日本周産期・新生児医学会認定外科医(以下、認定外科医と呼ぶ)とする。

2. 認定外科医の英文名称は、JSPNM board certified surgeon とする。

### (委員会)

第3条 周産期専門医制度規定施行細則第7条第2項に規定されている専門医認定委員会は、本学会認定外科医を認定する。

### (疑義)

第4条 認定及び認定の取消について、当該医師は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

### (公示)

第5条 専門医制度委員会により認定証の交付を受けた医師は、本学会ホームページあるいは機関誌に必要事項を公示する。

### (細則)

第6条 本規定を施行するにあたり、施行細則を定めることができる。

### (会計)

第7条 本制度は専門医制度特別会計により、運用する。

2. 特別会計の収入は、各種手数料及び本学会からの補助金とする。

### (改正)

第8条 本規定の変更は専門医制度委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附則

本規定は平成 26 年 4 月 25 日より施行する。

## 日本周産期・新生児学会 認定外科医施行細則

### 第1章 認定外科医の認定

(認定外科医の申請資格)

第1条 認定外科医の認定を希望する者は、以下の基準を全て満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること
- (2) 申請専門領域の専門医であること
- (3) 申請時において継続して3年以上日本周産期・新生児医学会会員であり、会費を完納していること
- (4) 日本周産期・新生児医学会専門医制度が認定している基幹及び指定認定施設に3年以上勤務していること
- (5) 申請時に申請料（3,000円）を納付していること
- (6) 必要症例数

申請時には15例（出生前診断3例を含む）の症例報告が必要である。その際、申請時に所属している施設の母体・胎児指導医もしくは新生児指導医の署名を必要とする。

- (7) 認定外科医申請時の学術業績については以下のとおりとする。  
過去3年間の会員期間中の学術業績の合計が20単位以上。うち\*の合計が10単位以上。

#### 1. 10単位

- 1) 周産期・新生児学に関連した学術論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者または **corresponding author** として発表し、それを専門医認定委員会が認めた場合\*
- 2) 以下のいずれかへの学術集会への参加（筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）

日本周産期・新生児医学会 学術集会\*

日本周産期・新生児医学会 周産期学シンポジウム\*

#### 2. 研修単位5単位/回

以下のいずれかの学術集会への参加（新生児外科領域の筆頭演者としての発表があれば5単位を追加）

日本産科婦人科学会\*

日本小児科学会\*

日本小児外科学会\*

日本新生児成育医学会

日本麻酔科学会

日本母体胎児医学会

#### 3. 論文単位5単位/回

査読のない論文であっても、専門医認定委員会が認めた総論や著書の場合。

2. 小児外科や心臓血管外科のように二階建て外科専門医制度の場合、外科専門医取得だけでは申請資格を満たさず、二階建ての各専門領域の専門医取得が必要である。

(認定期限)

第2条 認定外科医の認定期間は認定の日から5年間とする。

2. 国外での研修、病気療養、産休・育休等については申請の上、認定外科医の認定期間を延長することができる。

(取消)

第3条 認定外科医の認定取消は、専門医認定委員会及び専門医制度委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

(申請手続き)

第4条 申請に必要な書類は以下のものである。

- (1) 日本国医師免許証（写）
  - (2) 申請領域の専門医認定証（写）
  - (3) 日本周産期・新生児医学会認定外科医申請書
  - (4) 症例要約
  - (5) 取得単位集計表
  - (6) 学術集会参加記録簿
  - (7) 学術論文刊行記録簿
2. 前項の書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

(書類審査)

第5条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査する。研修の経歴等について疑義が生じた時には専門医認定委員会で検討の上、その資格を認めないことがある。その際申請料は返還しない。

(登録)

第6条 認定外科医の認定を受けたものは認定外科医登録申請後に認定証が交付される。

2. 登録者名は機関誌及びホームページに発表する。
3. 登録料は1万円とする。

(認定期日)

第7条 新しく認定あるいは更新された認定外科医の認定資格は12月1日からとする。

## 第2章 認定外科医更新

(更新)

第8条 本学会認定外科医は認定を受けてから5年を経た時、資格更新の審査を受けなければならない。

2. 認定外科医の資格更新認定には所定の条件を充たしていることが必要である。
3. 認定外科医の資格更新認定は年1回書類審査をもって行う。
4. 資格更新については本条に定めるほかは、第1章を準用する。

(改正)

第9条 本施行細則の改正は専門医制度委員会の発議により、理事会の議を経て変更できる。

附則

本施行細則は平成26年4月25日より施行する。

本施行細則は平成28年4月9日より施行する。